

## 通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
				1割負担	2割負担	3割負担
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合(1月につき)		2,400円	240円	480円	720円
生活機能向上グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合(1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。		1,000円	100円	200円	300円
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合(1月につき)		2,250円	225円	450円	675円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合(1月につき)		1,500円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合(1月につき)		1,500円	150円	300円	450円
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合(1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。		4,800円	480円	960円	1,440円
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	また、加算Ⅰ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。		7,000円	700円	1,400円	2,100円
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合(1月につき)		1,200円	120円	240円	360円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注)	要支援1・事業対象者	720円	72円	144円	216円
		要支援2・事業対象者	1,440円	144円	288円	432円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	(1月につき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	要支援1・事業対象者	480円	48円	96円	144円
		要支援2・事業対象者	960円	96円	192円	288円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1月につき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	要支援1・事業対象者	240円	24円	48円	72円

		要支援2・事業対象者	480円	48円	96円	144円
--	--	------------	------	-----	-----	------

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注）	1月の利用料金 （基本部分＋延長加算） の5%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の5.9%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 Ⅱ		1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の4.3%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 Ⅲ		1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の2.3%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 Ⅳ		加算Ⅲの 90%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 Ⅴ		加算Ⅲの 80%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。